

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する 省令案について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

### 1. 改正の趣旨

- 急性呼吸器感染症は、季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、RS ウイルス感染症等、急性の上気道炎（鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎）あるいは下気道炎（気管支炎、細気管支炎、肺炎）を指す多彩な病原体による症候群の総称であり、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（令和5年1月27日厚生科学審議会感染症部会決定）において、「将来的なパンデミックに備えて、季節性インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス感染症、RS ウイルス感染症等を含む急性呼吸器感染症サーベイランスのあり方や、病原体サーベイランスのあり方等について、定点医療機関における負担等も考慮しながら本部会において検討を進める」こととされている。
- 今般、第86回厚生科学審議会感染症部会（令和6年7月8日開催）による検討を踏まえ、将来的なパンデミックに備え、急性呼吸器感染症の発生動向を把握するために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第6項第9号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。）第1条に急性呼吸器感染症を追加し、指定届出機関（法第14条の2第1項の指定届出機関をいう。以下同じ。）の管理者による発生の届出及び指定届出機関の管理者による検体等の提出の対象とすることとする。
- さらに、同部会による検討を踏まえ、総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症として法第11条第1項の特定感染症予防指針を策定するものとして、急性呼吸器感染症を加えることとする。

### 2. 改正の概要

- (1) 急性呼吸器感染症（既に五類感染症として位置づけられている急性呼吸器感染症（※）については、重複となるため除く。）を五類感染症に追加する。（規則第1条関係）

※ 既に五類感染症として位置づけられている呼吸器感染症

インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RS ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）、百日

咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎

- (2) 特定感染症予防指針を策定する感染症に、現在対象とされていない急性呼吸器感染症を追加する。(規則第2条関係)
- (3) 指定届出機関(診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所に限る。)の管理者による発生の届出の対象となる五類感染症に、それぞれ現在対象とされていない急性呼吸器感染症(法12条に基づく医師による発生の届出の対象となっているものを除く。)を加える。(規則第6条第1項関係)
- (4) 指定提出機関の管理者による検体等の提出の対象となる五類感染症に、それぞれ現在対象とされていない急性呼吸器感染症を加える。(規則第7条の3関係)
- (5) その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

- 法第6条第6項第9号、第11条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項及び第56条の2第1項

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和6年9月中(予定)
- 施行期日：(1)から(4)まで、(5)の一部及び経過措置の一部：令和6年10月28日  
(5)の一部及び経過措置の一部：公布日